

## 長野県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を講じる観点から、予算の範囲内において、長野県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象者)

第2 この交付金の交付の対象者は、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）」及び「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱（令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知別紙）」（以下「実施要綱」という。）4（1）の対象事業所を運営する者（以下「事業者」という。）とする。

### (交付の対象事業)

第3 この交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、実施要綱に基づき実施される事業とする。

### (交付額の算定方法)

第4 この交付金の交付額は、実施要綱5の規定により算出された額とする。

### (交付の条件)

第5 次の各号に掲げる事項は、交付金の交付の条件とする。

- (1) 交付対象事業の内容の変更（交付決定額の減額変更を生じさせるものを除く。）をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、実施要綱7（5）の規定により、特別事情届出書（実施要綱別紙様式5）を知事に提出すること。
- (4) 交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(5) この交付金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(申請書の様式、関係書類及び提出期限)

第6 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和6年2月からの長野県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書兼交付申請書(様式1-1、様式1-2及び様式1-3)
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、令和6年4月15日とする。

(変更承認の申請等)

第7 第5の規定による変更等の承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 交付対象事業の内容の変更をしようとするとき 長野県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金変更交付申請書(様式第2号)
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(交付申請の取下げ)

第8 規則第7条の規定による申請の取下げは、長野県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付申請取下書(様式第4号)を、本交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書の様式、関係書類及び提出期限)

第9 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書(様式第5号)
- (2) 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実績報告書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、令和6年10月31日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知書を受理した日から起算して30日を経過した日)とする。

(交付金の交付請求)

第10 交付金の交付の決定を受けた者が、交付金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、長野県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金精算(概算)払請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定額の範囲内において、交付金の概算払をすることができる。
- 3 前項の規定により交付金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が規則第 13 条の規定により確定した交付金の額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。

(雑則)

第 11 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年度の交付金に適用する。